

根室市教育委員会規則第 5 号

根室市招致外国青年任用規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 6 月 2 6 日

根室市教育委員会
教育長 波 岸 克 泰

根室市招致外国青年任用規則の一部を改正する規則

根室市招致外国青年任用規則（昭和63年根室市教育委員会規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「小・中学校」を「根室市立学校」に改める。

第 3 条第 1 項第 1 号中「小・中学校」を「根室市立学校」に改め、同項第 2 号中「小学校」の次に「及び義務教育学校（前期課程）」を加える。

第12条第 1 項第二段を削り、同項ただし書を削る。

第13条第 1 項中「病気又は負傷のため勤務しないことが止むを得ないと認められる必要最小限の期間とする。」を「公務又は通勤によらない負傷又は疾病の場合は、1 会計年度内、30日以内においてその都度必要と認める期間（週休日及び休日を除く。）とする。」に改め、同条第 2 項中「その開始の日から起算して20日（勤務を要しない日及び休日を含む。以下この項の日数について同じ。）を超えることができない。」を削り、同項後段を次のように改める。

病気休暇は、1 日単位とする。

第14条第 1 項第 1 号を次のように改める。

- (1) 忌引休暇 配偶者（内縁関係にある者を含む。）が死亡した場合は 7 日、1 親等の親族の場合は 5 日、2 親等の親族の場合は 3 日とし、日数の計算は死亡の事実を知った日から計算する。ただし、死亡した者が外国に居住するときは、当該日数に渡航に係る往復日数を加えた期間とする。

第14条第 1 項第 2 号中「参加者」の前に「結婚休暇」を加え、同項第 5 号中「女子」の前に「産前休暇」を加え、「8」を「6」に改め、同項第 6 号本文中「女子」の前に「産後休暇」を加え、「。」を削り、同項第 7 号中「女子」の前に「育児休暇」を加え、同項第 8 号中「女子」の前に「生理休暇」を加え、「届け出た生理日」を「3 日以内」に改め、同項第 9 号中「小学校就学の始期に達するまでの子」を「子の看護休暇 9 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子」に改め、「看護」の次に「等（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話、疾病の予防を図るためにその子に予防接種若しくは健康診断を受けさせること若しくは学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第20条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして次に掲げる事由に伴うその子の世話を行うこと又はその子の教育若しくは保育に係る行事のうち入園、卒園若しくは入学の式典その他これに準ずる式典への参加をすることをいう。）」を、「5 日」の次に「（養育する 9 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子が 2 人以上の場合にあっては 10 日）」を加え、同項第 10 号中「参加者」の前に「短期介護休暇」を

加え、同項第11号及び第12号を削り、同項第13号中「妊産婦」の前に「妊娠通院休暇」を加え、「認められる」を「認められる」に改め、同号を同項第11号とし、同号の次に次の2号を加える。

- (12) 夏季休暇 夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため、勤務しないことが相当であると認められる場合、1の年の6月から10月の期間内における週休日及び休日を除いて原則として3日の範囲内の期間
- (13) 公民権行使のための休暇 証人、鑑定人又は参考人として出頭する場合、選挙権その他公民としての権利を行使し、又は公の職務を遂行する場合は、その都度必要と認められる時間

第14条第1項第14号及び第15号を次のように改める。

- (14) 出生サポート休暇 参加者が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合、一任用期間内に5日（当該通院等が体外受精その他の市長が定める不妊治療に係るものである場合にあっては、10日）の範囲内の期間
- (15) 配偶者出産の休暇 2日以内

第14条第1項に次の3号を加える。

- (16) 男子の参加者の育児参加休暇 参加者の妻（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）が出産する場合であってその出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（妻の子を含む。）を療養する場合、5日以内
- (17) 妊産疾病休暇 女子の参加者が母子健康法の規定による保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守るため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合、その都度必要と認められる期間
- (18) 骨髄等ドナー休暇 参加者が骨髄移植のための骨髄若しくは末しょう血幹細胞移植のための末しょう血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末しょう血幹細胞移植のため末しょう血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき、その都度必要と認められる期間

第14条第2項中「第4号」を「第16号」に改め、「及び第15号」を削り、「第5号」を「前項第17号」に、「第14号」を「第18号」に改める。

第27条第2項第1号中「（第27条の4第1項の疾病を除く。）」を削る。

第27条の3中「次の各号に定めるところによる。」を「いかなる報酬も支給しない。」に改め、同条各号を削る。

第27条の4を次のように改める。

第27条の4 削除

第27条の5第1項中「第1号から第4号まで及び同項第9号から第14号」及び「同項第15号の休暇を取得する場合は予定日数及び取得理由を、」を削り、同条第2項を削り、同条第3項中「病気」の前に「第13条の規定により」を加え、同項前段中「3日」を「1週間」に改め、同項中「及び休職の申請をする場合は」を削り、同項中段を削り、同項後段を削り、同項を同条第2項とし、同条第4項中「及び前条第1項による勤務禁止の原因」を削り、同項を同条第3項とする。

第28条中「根室市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償に関する条例（昭和42年条例第36号）」を「労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。